

特殊詐欺被害防止に向けた ATM 等による利用限度額変更のお知らせ

令和8年3月11日

お客さま各位

根上農業協同組合

平素より根上農業協同組合をご利用いただき、誠にありがとうございます。

当組合では、社会的に深刻な問題となっている特殊詐欺の被害拡大を受け、お客さまが安心してキャッシュカードなどをご利用いただけるよう、被害の発生・拡大を防ぐ対策に日々取り組んでおります。

このたび、ATM においてお客さまの貯金が不正に払い出される特殊詐欺の犯罪が増加していることを受け、キャッシュカードによるお取引時の 1 日あたりの利用限度額を以下のとおり引き下げることといたしました。

お客さまには大変ご不便をおかけいたしますが、警察庁からの要請を踏まえた対応でありますので、何卒ご理解賜りたくお願い申し上げます。

1. 対象となるお取引および利用限度額について

媒体種別	対象取引 ^{※1}	変更前	変更後
IC キャッシュカード	お引き出し お振込み	200万円	50万円 ^{※2}

※1：通帳・印鑑によるJA窓口でのお引き出し・お振込みについては制限の対象外です。

※2：あらかじめ設定されている利用限度額から変更されている場合は変更対象外となります。

2. 利用限度額変更の開始日について

令和8年10月1日(木)

3. その他

キャッシュカードを利用した50万円を超えるお引き出し・お振込みを希望される場合は、キャッシュカード発行の当JA窓口にご相談ください。

なお、利用限度額変更の理由によっては、ご希望に添えない場合がございますので、あらかじめご了承ください。

本件に関するお問い合わせ
根上農業協同組合
(0761)55-1102

特殊詐欺被害の未然防止に向けた当組合の取組みについて

令和8年3月
根上農業協同組合

根上農業協同組合では、警察庁等からの特殊詐欺被害の未然防止に向けた取組み要請も踏まえ、一部のお客さまを対象に、下記のとおりJA貯金口座でのお取引を制限させていただくことといたしましたのでお知らせいたします。

全国的に特殊詐欺(振り込め詐欺、還付金詐欺など)が多発する中、昨今は犯罪グループが、ATM操作に不慣れなご高齢の方をATMに誘導して多額の貯金を振り込ませるなど、手口も巧妙化し、被害がますます拡大していくことが懸念されています。

今回の取組みは、このような詐欺被害を未然に防止し、お客さまの大切な貯金をお守りするための対策ですので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

1 対象となるお客さまの貯金口座

満70歳以上の当JAの貯金口座をお持ちのお客様で、

過去2年以上、JA窓口・ATMでお取引がない方のキャッシュカード発行口座

※年金のお受取りや口座振替等、定期的なお受取りやお支払いがある口座は対象外です。

※ただし、条件により対象とならない場合がありますので、詳しくはキャッシュカード発行の当JA窓口にお問合せください。

2 お取引制限について

当JAのキャッシュカードを利用した1日あたりの「ご出金(お引出し+お振込み)の合計金額」を10万円に制限させていただきます。

※通帳・印鑑によるJA窓口でのご出金については制限の対象外です。

3 お取引制限の開始日

毎年12月末を基準として、翌年4月に実施させていただきます。

(今回は令和7年12月末を基準日として、令和8年4月22日(水)に実施)

4 その他

キャッシュカードを利用した10万円を超えるご出金の取引を希望される場合は、キャッシュカード発行の当JA窓口にご相談ください。

本件に関するお問い合わせ
根上農業協同組合
(0761)55-1102